

滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会設置要綱

（設 置）

第1条 農村地域における土地改良施設の多面的機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化を図り、もってふるさと・水と土保全対策事業（以下「保全対策事業」という。）を効果的に推進するため、滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- （1）保全対策事業の実施計画、実施結果等に関すること
- （2）土地改良施設を核とした農業・農村の活性化に関すること
- （3）棚田地域の保全対策および棚田保全の普及啓発に関すること
- （4）多様な主体と集落の協働による地域コミュニティの維持および支援に関すること
- （5）その他必要なこと

（組 織）

第3条 懇話会は、委員12名以内で組織する。

（委 員）

第4条 委員は、学識経験者、行政関係者、経済団体、農業団体、地域活動団体の代表者等のうちから農政水産部長が選任する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座 長）

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ、座長が指名した委員が座長を代理する。

（会 議）

第6条 懇話会の会議は、農政水産部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、農政水産部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 農政水産部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（運 営）

第7条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県農政水産部農村振興課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、農政水産部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、最初に選任される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。